

光市病院局公告第1号

新光総合病院建設事業実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）の選定について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

平成28年4月1日

光市病院事業管理者 守 田 信 義

1 実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）の選定概要

(1) 選定方式

本業務は、工事施工事業者の品質を低下させずにコストを低減するまたは同等のコストで機能を向上させるための技術（以下「VE」という。）提案や高度な技術提案を求め、価格と価格以外の要素で総合的に評価を行い、実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）を選定する公募型プロポーザル方式を適用する。

(2) 実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）選定プロポーザル審査委員会

実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）の選定は、学識経験者を含む委員で構成する新光総合病院建設に係る実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査をする。

なお、審査委員会は、円滑な運営及び会議の公平性を確保するため、非公開とする。

2 業務概要

実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）は、V E 提案及び技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名

新光総合病院建設事業実施設計技術協力業務

(2) 委託料の額（上限額）

4, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含まない）

(3) 履行期間

契約を締結する日の翌日から平成29年3月24日（金）まで

(4) 業務内容

ア 設計全般に対する技術検証

イ 総合施工計画の検討、提案及び作成

ウ 工事工程の検討及び提案、工程表の作成

エ 本プロポーザルで採用されたV E 提案及び技術提案の図面及び資料等の作成

オ V E 提案及び技術提案

カ コスト管理支援

キ 協議資料作成支援

ク 三者協議会への出席

3 工事概要

(1) 建設場所

光市光ヶ丘地内 ひかりソフトパーク

(2) 敷地の条件

敷地面積：約32, 000平方メートル

(3) 建物内容

ア 新病院棟

延床面積：約17, 680平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上4階建、塔屋1階

イ 託児所

延床面積：約90平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上1階建

ウ カルテ庫

延床面積：約100平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上1階建

エ 廃棄物保管庫

延床面積：約40平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上1階建

オ マニホールド庫

延床面積：約20平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上1階建

カ 非常用発電機室

延床面積：約170平方メートル

構造：鉄骨造

階数：地上1階建

(4) 事業予定

実施設計 平成28年7月～平成29年3月

建設工事 平成29年4月～平成31年3月

開院 平成31年5月

4 参加資格

(1) この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち、建築一式工事の特定建設業許可を受けている者。

イ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による「経営に関する客観的事項の審査」（以下「経営事項審査」という。）を受けている者。

ウ 経営事項審査の「建築一式」での総合評定値が1,700点以上である者。なお、この場合の総合評定値は、最新の審査基準日における総合評定値とする。

エ 平成18年4月1日以降、元請人として施工し完了した工事であって、日本国内において竣工した一般病床数が200床以上かつ延床面積15,000平方メートル以上の病院の新築又は改築工事の完了実績を有する者。ただし、当該工事が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が50パーセント以上の場合に限るものとする。

オ 税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札制限を受けていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でない者。

- ケ 建設業法に基づく営業停止処分期間中でない者。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- サ 次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者とする。
- （ア） 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- （イ） 平成18年4月1日以降、日本国内において竣工した一般病床数が200床以上かつ延床面積15,000平方メートル以上の病院の新築又は改築に係る工事の監理技術者又は現場代理人若しくは担当技術者として従事した実績を有する者であること。ただし、当該工事が共同企業体での施工の場合は、当該工事の出資比率が50パーセント以上の場合に限るものとする。
- （ウ） 参加者の組織と直接的かつ恒久的な雇用関係（3箇月以上継続した雇用関係）にあること。
- シ 本プロポーザルでの実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）の選定及び実施設計への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できる者。
- ス 新光総合病院建設事業実施設計業務の受託者（以下「当該受託予定者」という。）と資本若しくは人事面において、次に掲げる事項に該当しない者であること。なお、当該受託予定者とは、株式会社昭和設計である。
- （ア） 当該受託予定者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
- （イ） 代表権を有する役員が、当該受託予定者の代表権を有する役員を

兼ねている者。

(2) 参加者からの応募は1点のみとする。

5 審査・選定等

(1) 提出された参加表明書等の書類に基づき、参加資格確認を行い、参加資格がある参加者を選定する。

(2) 実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）の選定の審査は、審査委員会により技術等提案審査を行う。

(3) 参加資格確認により選定された者を対象に、技術提案書等の書類提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術等提案審査を行い、合計評価点の最も高い最優秀者（第1工事施工予定者）及び次点者（第2工事施工予定者）を選定する。

6 手続き等

(1) 新光総合病院建設事業基本設計業務プロポーザル実施要項等（以下「実施要項等」という。）の入手方法

光市病院局ホームページ（<http://www.urban.ne.jp/home/hikarihp/bureau>）に実施要項等を掲示する。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出場所

〒743-0022 山口県光市虹ヶ浜一丁目14番3号

光市病院局新光総合病院建設室

イ 提出期間

平成28年4月20日（水）までの日（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

(3) 技術提案書等の提出

詳細については、実施要項等による。

7 契約の締結

5の(3)により選定された最優秀者（第1工事施工予定者）と実施設計技術協力業務の契約交渉を行い、実施設計技術協力事業者（工事施工予定者）として契約を締結する。なお、最優秀者が辞退したとき、最優秀者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約の交渉が整わなかったときは、次点者（第2工事施工予定者）と順次、契約の交渉を行う。

8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市病院局新光総合病院建設室（電話：0833-74-4680）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出、プレゼンテーション及びヒアリングに係る費用の全ては、参加者の負担とする。
- (3) 審査及び評価等に係る基準日は、公告の日時点とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では使用しない。
- (6) その他詳細は、実施要項等による。